

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十三号の項中「から豊川市為当町六反田八十三番一まで及び蒲郡市清田町上大内六十七番四」を削り、「百二十番一まで」の下に「（豊橋市西浜町九番一から蒲郡市大塚町南向山十五番三及び愛知県額田郡幸田町大字須美字西迫三番五を経て同町大字須美字牛ノ松三十番一までを除く。）」を加え、同表百十五号の項中「伊達市霊山町下小国字荒屋敷五番七」を「福島県伊達郡桑折町大字松原字中島四十一番」に改め、同表百二十六号の項中「東金市丹尾字千眼下四十番六まで及び同市大字台方字五根倉千二十六番一から千葉市中央区中央一丁目六番十まで」を「千葉市若葉区加曾利町六十五番一まで（東金市山田字坂東二百十八番三から同区野呂町二百八十四番三を経て同区加曾利町七十番六までを除く。）」に改め、同表百五十八号の項中「から大野市横枕二字大水口六番一まで、同市東市布式壺字鮭ヶ洞一番一」を削り、「大野市東市布式壺字鮭ヶ洞一番一から」を「福井市成和一丁目三千百十六番から同市大宮町二十七字茶山十八番一、大野市

西勝原三十六字城之山二番一、同市西勝原三十七字宝仙山一番十、同市朝日二十六字村島並三番三、同市長野三十二字五郎畑六番四、同市下半原六十二字落合山一番一、同市上半原三十五字北深瀬一番百二十四、同市東市布二十四字サルバナ一番十一、同市東市布四字上市布一十番四、同市東市布二十一字鮭ヶ洞一番一、
「に、上切町九百二番一」を「丹生川町坊方字宮ノ前五百四番二」に、「五百九十七番一及び」を「五百九十七番一、」に、「を経て同市清見町牧ヶ洞字中島二千百三十八番一」を「、同市上岡本町四丁目百十九番一及び同市丹生川町町方字林作十八番四を経て同市丹生川町坊方字宮ノ前五百四番二」に改め、同表百七十六号の項中「、西宮市」を「及び西宮市」に改め、「及び川西市小戸二丁目三百十八番四から大阪市淀川区新高三丁目五百十一番七まで」を削り、同表百九十一号の項中「五百八十七番一」を「一万五百八十七番一」に改め、同表三百五十七号の項中「東京都大田区羽田空港三丁目一番まで、」及び「浮島町五百十六番一から同区」を削り、同表四百九号の項中「及び東金市大字台方字五根倉千二十六番一から同市小野字落海九十八番十二まで」を削り、同表四百十四号の項中「伊豆市月ヶ瀬」を「下田市六丁目二百九十三番一から静岡県賀茂郡河津町梨本字中川合野三十三番一まで（同市箕作字横世三百六十五番から同市箕作字橋詰十番一の二、同市須原字小河原千七十八番一及び同町下佐ヶ野字平田六十六番五を経て同町梨本字中川合野三十

三番一までを除く。)及び伊豆市月ヶ瀬」に、「同市月ヶ瀬」を「同市月ヶ瀬」に改める。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。